

好評につき第2回を開催します!!

令和4年 事業環境変化対応型支援事業

制度だけでなく「どう対応するか」がわかる!! 課税事業者にも役立つ!!

# インボイス対策セミナー

令和5年10月から施行されるインボイス制度は、売り手から適格請求書等（インボイス）が交付された仕入や経費の支払いだけが、消費税額から控除できる制度です。インボイスを発行できない事業者からの仕入れや経費支払いは、消費税額を控除できず、消費税の納税額が増えることとなります。（本則課税の場合）

また、その影響範囲は消費税額だけでなく、事務処理や、場合によっては取引先との取引継続にも及ぶ可能性があります。

消費税の課税事業者・免税事業者を問わず参考になる内容ですので、ぜひご参加ください。

事業者と取引されている方

インボイス登録するか迷っている方

事務処理・会計処理について知りたい方

など



令和4年 11月24日(木)

14:00~16:00

場所:安芸農協会館(サンピア・アキ) 3階  
安芸郡海田町窪町8-8

申込締切:11月17日(木)

【会員限定】

参加無料

定員30名

## セミナー概要

- インボイス制度とは
- インボイス制度によって何が変わる?
- 事業者への影響(課税事業者・免税事業者)
- 取引にも影響がある? 対応の注意点
- 業種で異なる対応ポイント
- 手書き帳簿は対応不可? 会計処理の注意点
- 電子帳簿保存法について

### 【受講特典】

- ・講師に直接質問できます。(質疑応答時)
- ・ポイントをまとめた票をお渡しします。



対応しないと販売先と取引できなくなるかも!!

## 講師



石森 仁美 税理士

(いしもり ひとみ)

GO&DO篠原税理士法人

### 【略歴】

平成19年3月、税理士業務開始

平成23年10月、GO&DO篠原税理士法人に入社

「税務、会計、財務、経営分析による中小企業の経営指導」を専門とし、商工会連合会等が主催する研修会、講演の講師、広島修道大学非常勤講師として幅広く活躍中。

11/24 インボイス対策セミナー参加申込欄

FAX:822-0924 (メール・WEBでも申込みできます)

事業所名	電話	
フリガナ 参加者名 (2名まで)	FAX	
	メール	

※ご記入いただいた情報は、当会からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。

お申込み・お問い合わせ

広島安芸商工会 総務企画課 担当:檜山

TEL:822-3728 Fax:822-0924 mail:hiroshima-aki@hint.or.jp

WEB申込み

はこちら →

